

○千葉県警察の嘱託医に関する要綱

(昭和57年3月1日)
(本部訓令第4号)

[沿革] 昭和58年4月本部訓令第2号、59年4月第6号、60年3月第6号、60年3月第3号、62年3月第4号、平成3年6月第10号、5年3月第3号、第5号、6年3月第2号、7年3月第16号、10年3月第9号、17年12月第27号、18年3月第6号改正

千葉県警察の嘱託医に関する要綱を次のように定める。

千葉県警察の嘱託医に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県警察が嘱託する嘱託医に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(嘱託医の業務)

第2条 嘱託医の業務は、次のとおりとする。

- (1) 死体の検案に関すること。
- (2) 被留置者の診療及び健康診断に関すること。
- (3) 任意取調中の被疑者の診療に関すること。

(嘱託)

第3条 嘱託医は、医師会が推せんした医師の中から、署長の上申に基づき本部長が嘱託するものとする。

(嘱託医の上申基準)

第4条 署長は、前条の上申に当たり、次に掲げる要件を具備する者を、嘱託医上申書(別記様式第1号)により上申するものとする。

- (1) 管内に住所を有し、かつ管内に病(医)院を開業し、又は管内の病(医)院に勤務している者であること。
- (2) 地域住民の信望が厚いこと。
- (3) 警察活動を理解し、その積極的な協力者であること。
- (4) その他嘱託医として適格性を有する者であること。

(嘱託書等の交付)

第5条 第3条の嘱託は、嘱託書（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

なお、嘱託の際、身分証明書（別記様式第3号）を交付するものとする。

（嘱託期間）

第6条 嘱託医の嘱託期間は2年間とする。ただし、再嘱託することができる。

期間満了前に解嘱された場合、後任者の嘱託期間は前任者の残期間とする。

（解嘱）

第7条 署長は、嘱託医が次に掲げる事項に該当した場合は、速やかに嘱託医解嘱上申書（別記様式第4号）により本部長に上申しなければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 長期の療養を要する疾病にかかったとき。

(3) 管外に転居し、又は長期にわたる出張等の事由が生じたとき。

(4) 嘱託辞退を申し出たとき。

(5) その他嘱託医としてふさわしくない事由が生じたとき。

2 本部長は、署長の上申に基づき、嘱託医がその業務を遂行するに適さないと判断したときは、これを解嘱することができるものとする。

3 本部長は、第1項第1号による事由以外で嘱託医を解嘱する場合は、医師会を通じて嘱託医解嘱通知書（別記様式第5号）を交付するものとする。

（身分証明書の返納）

第8条 嘱託医は、任期が満了したとき、又は解嘱されたときは、身分証明書を返納しなければならない。

（嘱託医の定数）

第9条 嘱託医の定数は別表第1のとおりとする。

（謝金等）

第10条 嘱託医の謝金等は、別に定める基準により本部長が交付するものとする。

（事務処理）

第11条 嘱託医の嘱託及び第2条第1号に掲げる業務に関する事務は捜査第一課において、第2条第2号に掲げる業務に関する事務は留置管理課において、第2条第3号に掲げる業務に関する事務は関係所属において、それぞれ行うものとする。

2 捜査第一課に嘱託医名簿（別記様式第6号）を備え、嘱託の状況を明らかにしておくものとする。

附 則

1 この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

2 嘱託医の運営について昭和39年1月20日例規（搜一）第2号は、廃止する。

附 則（昭和58年4月1日本部訓令第2号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和59年4月1日から施行し、昭和59年2月1日から適用する。

附 則（昭和60年3月25日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和60年3月2日から適用する。（以下略）

附 則（昭和61年3月10日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和61年3月10日から施行する。

附 則（昭和62年3月9日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和62年3月9日から施行する。

附 則（平成3年6月15日本部訓令第10号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月15日本部訓令第3号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月17日本部訓令第5号）

この訓令は、平成5年3月17日から施行する。

附 則（平成6年3月30日本部訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。（以下略）

附 則（平成7年3月7日本部訓令第16号）

この訓令は、公布の日から施行する。（以下略）

附 則（平成10年3月26日本部訓令第9号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月5日本部訓令第27号）

この訓令は、平成17年12月5日から施行する。ただし、〔中略〕第5条の別表第1（「八日市場」を「匝瑳」に改める規定部分に限る。）の改正規定〔中略〕は、平成18年1月23日から施行する。

附 則（平成18年3月20日本部訓令第6号）

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。ただし、次の各号に掲げる事項については、次のとおりとする。

(1) 〔前略〕第8条の別表第1 (

館山	4
千倉	2

 を

館山	6
----	---

 に改める規定

部分に限る。)の改正規定〔中略〕平成18年3月20日

(2) 〔前略〕第8条の別表第1

千葉南	2
-----	---

 を

千葉南	3
-----	---

 に、

市川	3
----	---

 を

市川	4
----	---

 に、

野田	2
----	---

 を

野田	3
----	---

に、

成田	2
----	---

 を

成田	3
----	---

 に改める規定部分に限る。)の改正規定〔中略〕平成18年4月1日

以下別表等省略